

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申

(答申第200号)

平成14年3月29日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条

第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年9月26日中地福第74号及び中保護第36号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

- (1) 「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する生活保護費支給証」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (2) 「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する集合命令金額債権者表(生活保護費支給内訳及び領収書)」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (3) 「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する現金出納帳のうち法外旅費出納帳」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (4) 「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する現金出納帳のうち、一時預り金出納調書(控)及び保管金出納調書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (5) 「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する現金出納帳のうち、生活保護費一時預り金領収書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (6) 「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する相談受付順番表」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (7) 「平成9、10、11年度の中福祉事務所が支出した生活保護費(金銭給付)の支出命令書のうち現金送金分」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (8) 「平成9、10、11年度の中福祉事務所が支出した生活保護費(金銭給付)の支出命令書のうち病院口座分」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問
- (9) 「平成9、10、11年度の中福祉事務所が支出した生活保護費(金銭給付)の支出命令書のうち居宅窓口及び居宅口座分」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

(1) 横浜市長が、次の各文書を非開示とした決定は、妥当である。

ア 「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する生活保護費支給証」

イ 「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する集合命令金額債権者表（生活保護費支給内訳及び領収書）」

ウ 「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する現金出納帳のうち、一時預り金出納調書（控）及び保管金出納調書」

エ 「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する現金出納帳のうち、生活保護費一時預り金領収書」

オ 「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する相談受付順番表」

(2) 横浜市長が、次の各文書を一部開示とした決定は、妥当である。

ア 「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する現金出納帳のうち法外旅費出納帳」

イ 「平成9、10、11年度の中福祉事務所が支出した生活保護費（金銭給付）の支出命令書のうち現金送金分」

ウ 「平成9、10、11年度の中福祉事務所が支出した生活保護費（金銭給付）の支出命令書のうち病院口座分」

エ 「平成9、10、11年度の中福祉事務所が支出した生活保護費（金銭給付）の支出命令書のうち居宅窓口及び居宅口座分」

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する生活保護費支給証」（以下「文書1」という。）、「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する集合命令金額債権者表（生活保護費支給内訳及び領収書）」（以下「文書2」という。）、「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する現金出納帳のうち、一時預り金出納調書（控）及び保管金出納調書」（以下「文書3」という。）、「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する現金出納帳のうち、生活保護費一時預り金領収書」（以下「文書4」という。）、「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する相談受付順番表」（以下「文書5」という。）、「平成10年度、11年度の中福祉事務所が保管する現金出納帳のうち法外旅費出納帳」（以下「文書6」という。）、「平成9、10、

11年度の中福祉事務所が支出した生活保護費（金銭給付）の支出命令書のうち現金送金分」（以下「文書7」という。），「平成9，10，11年度の中福祉事務所が支出した生活保護費（金銭給付）の支出命令書のうち病院口座分」（以下「文書8」という。）並びに「平成9，10，11年度の中福祉事務所が支出した生活保護費（金銭給付）の支出命令書のうち居宅窓口及び居宅口座分」（以下「文書9」という。）（以下文書1から文書9までを総称して「本件申立文書」という。）の開示請求に対し，横浜市長（以下「実施機関」という。）が，文書1から文書5までについて平成12年7月31日付で行った非開示決定並びに文書6について平成12年7月31日付で，及び文書7から文書9までについて平成12年7月24日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示及び一部開示理由説明要旨

文書1から文書5までは，横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため非開示とし，文書6及び文書7は条例第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示とし，文書8は条例第7条第2項第2号及び第3号に該当するため一部を非開示とし，並びに文書9は条例第7条第2項第2号及び第4号に該当するため一部を非開示としたものであり，その理由は，次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 文書1には，ケース番号，氏名，住所，届出印，支給年月日，支給額等が記録されており，これらは被保護者の生活保護費受給についての個人に関する情報であり，特定の個人を識別することができるものである。

イ 文書2には，生活保護受給者の整理番号，ケース番号，氏名，支給金額，内訳，住所及び領収年月日が記録され，領収印が押印されており，これらは被保護者の生活保護費受給に関する情報であり，すべて個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものである。

ウ 文書3には，ケース番号，被保護者の氏名，保管開始日，取扱い年月日，預入れ額，払出し額，残額等が記録されており，これらはすべて被保護者の生活保護費受給に関するプライバシー情報であり，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものである。

エ 文書4には，ケース番号，氏名，住所，支給月，領収金額，領収年月日，領収印等が記録されており，これらはすべて被保護者の生活保護費受給に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものである。

オ 文書 5 には、相談者氏名、面接担当者名、医療機関名、パン券・宿泊券の交付結果、旅費の援護等が記録されており、これらは相談者の生活保護相談や法外援助相談に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものである。

カ 文書 6 は、要生活援護者緊急援護費支給要綱（昭和 56 年 4 月制定。平成 12 年 5 月 1 日改定前のもの）第 2 条第 3 項に基づき中福祉事務所に生活の援護を求めて来所した者に対し、緊急的な援護措置として、求職、就職及び帰宅等に必要な最小限度の交通費の貸付を行うこととしており、当該貸付時の出金及び返済時の入金の状況を個人別に記録する文書である。文書 6 には、日付、貸付・返済の別、氏名、返済の場合の当該交通費の貸付日、収入額（前入金受入れ分及び返済分）、支出額（貸付分）及び差引残高が記録されており、課長・係長・担当者の確認印が押印されている。

これらの記録のうち、貸付を受けた個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

キ 文書 7 のうち支出命令書、支払調書及び支出登録票には、債権者氏名及び住所が記録されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。文書 7 のうち集合命令金額債権者表（生活保護費支給内訳及び領収書）には、生活保護受給者の整理番号、ケース番号、氏名、支給金額、内訳、住所及び領収年月日が記録され、領収印が押印されており、これらは被保護者の生活保護費受給に関する情報であり、すべて個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

ク 文書 8 のうち支出命令書、支払調書及び支出登録票には、債権者氏名及び住所が記録されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。文書 8 のうち総合口座振替依頼書（集合命令債権者表）及び集合命令金額債権者表（日用品費振込一覧表）には、債権者（被保護者）氏名、住所及び受取人欄に記録された病院の代表者と特定できない病院職員の氏名が記録されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。

ケ 文書 9 のうち支出命令書、支払調書及び支出登録票には、債権者氏名及び住所が記録されており、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものである。文書 9 のうち集合命令金額債権者表（生活保護費支給内訳及び領収書）及び総合口座振替依頼書（居宅窓口用集合命令債権者表）には、生活保

護受給者の整理番号，ケース番号，氏名，支給金額，内訳，住所及び領収年月日が記録され，領収印が押印されており，これらは被保護者の生活保護費受給に関する情報であり，すべて個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものである。

(2) 条例第7条第2項第3号の該当性について

文書8には，振込先の銀行名，支店名，預金種目及び口座番号が記録されており，これらを開示すると当該法人の正当な利益を害するおそれがある。

(3) 条例第7条第2項第4号の該当性について

文書9には，債権者（被保護者）個人の振込先の銀行名，支店名，預金種目及び口座番号が記録されており，これらを開示すると当該個人の財産権を侵害するおそれがある。

4 異議申立人の非開示及び一部開示決定に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が，異議申立書，意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示及び一部開示決定に対する意見は，次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号，第3号及び第4号に該当というのが失当である。

(2) 公金の適正な執行を確認するため公開請求したもので，不必要な非公開処分は市民による実施機関の違法・不当な行政執行の確認を締め出すものである。

(3) 関係者の財産権が侵害されるおそれはなく，実施機関は条例第15条の第三者の意見を聴いていない。

(4) 条例第4条は「これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」と規定しており，情報を受けた者はその旨義務があり，実施機関の主張は市民を不当に疑うものである。

(5) 生活保護費及び被保護者数並びにその実施事実確認のため，被保護者名及びケース番号を除き，本件申立文書を公開すべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は，横浜市が行っている生活保護の関連文書であり，中区が扱った生活保護費支給証，集合命令金額債権者表，一時預り金出納調書（控），保管金出納調書，生活保護費一時預り金領収書，相談受付順番表，法外旅費出納帳及び生活保護費

(金銭給付)の支出命令書であることが認められる。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本号に該当するとして、文書1から文書5までを非開示とし、また、文書6から文書9までを一部開示としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 文書1は、横浜市生活保護費支給事務取扱規則(昭和29年9月横浜市規則第50号)により、生活保護費を被保護者に支給する際に交付しなければならない、個人ごとに作成される個人単位の文書で、特に窓口払いで生活保護費の支給を受ける場合には、必須の書類であるとともに、受給者が生活保護受給中であることを証明するものであり、ケース番号、氏名、住所、届出印、支給年月日、支給額等の情報が記録されていることが認められる。

したがって、文書1に記録されている情報は、いずれも生活保護費を受給している個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、あたかも患者のカルテと同様に、文書に記録されている情報自体が、個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして、非開示とすべきものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

エ 文書2は、横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月横浜市規則第57号。以下「会計規則」という。)第116条第1項及び第2項で、2人以上の債権者又は2以上の債務を併せて支出命令書を発行する場合に添付しなければならないとされているもので、整理番号、ケース番号、氏名、領収印押印欄、領収年月日、領収金額、内訳、住所、領収金額及び内訳の小計・合計欄があり、生活保護費の支給方法が窓口払・現金送金の場合には、領収書押印欄に押印された領収印をもって、会計規則第138条で定める領収書に代えていることが認められる。

また、領収金額の内訳には、生活扶助の種類ごとに給付金額が記録されており、特定個人に関する生活保護費の内容を具体的に把握できるものであり、さらに、当該個人に関する情報が支給日ごと、ケース番号順など一定の規則性のもとに記録さ

れていることが認められる。

したがって、文書2は、個人の生活保護費の支給に関する情報が一定の規則性のもとに記録されている集合票であり、記載順や給付内容から特定の個人が識別されるおそれがあるものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

オ 文書3のうち一時預り金出納調書(控)は、金銭管理の難しい被保護者からの依頼に基づき、被保護者に支給された生活保護費の一部を福祉事務所が預かり管理している現金の出入庫の状況が記録されたものであり、また、保管金出納調書は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第63条による返還金、同法第78条による徴収金、戻入金等の出入庫の状況が記録されており、いずれも被保護者個人ごとに作成される帳票であり、ケース番号、世帯主氏名、保管開始日、取扱い年月日、預入れ額、払出し額、残額等の情報が記録されていることが認められる。

したがって、文書3に記録されている情報は、いずれも生活保護費を受給している個人の預り金や保管金の状況に関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、あたかも患者のカルテと同様に、文書に記録されている情報自体が、個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

カ 文書4は、やむを得ない理由により、地域福祉課担当係長が代理受領した生活保護費を被保護者が受領した際の被保護者からの領収書で、被保護者個人ごとに作成される文書であり、ケース番号、氏名、住所、領収金額、領収年月日、領収印等の情報が記録されていることが認められる。

したがって、文書4に記録されている情報は、いずれも個人の生活保護費の受領に関する情報であって、特定の個人を識別することができるか、又は、特定の個人を識別することができないとしても、当該情報は、あたかも患者のカルテと同様に、文書に記録されている情報自体が、個人のプライバシーに関する情報であって、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから、当該文書全体が本号本文に該当する。

キ 文書5は、福祉事務所に生活保護関連の相談に来所した者が混乱することなく、相談が受けられるよう当該文書に来所者の氏名を自署させ、面接終了後に面接相談員が相談結果を記録する文書で、相談者氏名、面接担当者名、医療機関名、パン

券・宿泊券の交付結果，旅費の援護等の情報が記録されていることが認められる。

したがって，文書５は，個人の生活保護の相談に関する情報が記録されている集合票であり，記載順や給付内容から特定の個人が識別されるおそれがあるものであるから，当該文書全体が本号本文に該当する。

ク 文書６は，中福祉事務所に生活の援護を求めて来所した者に対し，求職，就職，帰宅等に必要な最小限度の交通費を貸付けた際の，個人別の入出金の状況が記録された文書で，日付，貸付・返済の別，氏名，返済の場合の貸付日，収入額，支出額，差引残高等が記録されており，課長・係長・担当者の確認印が押印されている。

文書６は，交通費を複数の個人に貸し付けた際の情報が記録されている集合票であるが，日付ごとの規則性以外になんら規則性がないため，直接個人が識別される情報を除けば，その余の部分にはもはや個人識別性はない。

したがって，文書６に記録されている情報のうち，実施機関が非開示とした個人の氏名は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであるから，本号本文に該当する。

ケ 文書７は，生活保護費を被保護者に支給する際に，市長が収入役に対して発行する支出命令書の現金送金分であり，文書２と同様の文書が添付されている。

文書７に記録されている，債権者氏名，住所等の情報は，いずれも個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであるから，本号本文に該当する。

なお，添付されている文書２と同様の文書については，前記エで述べたとおりである。

コ 文書８は，生活保護費を被保護者に支給する際に，市長が収入役に対して発行する支出命令書の病院口座分であり，総合口座振替依頼書及び集合命令金額債権者表（日用品費振込一覧表）が添付されている。

文書８に記録されている，債権者氏名，ケース番号，住所及び受取人欄に記録された病院職員の氏名等の情報は，いずれも個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができるものであるから，本号本文に該当する。

サ 文書９は，生活保護費を被保護者に支給する際に，市長が収入役に対して発行する支出命令書の居宅窓口及び居宅口座分であり，居宅窓口分には，文書２と同様の文書が，また，居宅口座分には，総合口座振替依頼書（居宅口座用集合命令債権者表）がそれぞれ添付されている。

文書 9 に記録されている、債権者氏名、住所等の情報は、いずれも個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、居宅窓口分に添付されている文書 2 と同様の文書については、前記エで述べた通りであるが、居宅口座分に添付されている総合口座振替依頼書（居宅口座用集合命令債権者表）は、文書 2 に記録されている情報と同様の情報と振込先銀行名、支店名、預金種目、口座番号及び金額が組合わされて記録されており、文書 2 と同様に個人の生活保護費の支給に関する情報が一定の規則性のもとに記録されている集合票であり、記載順や給付内容から特定の個人が識別されるおそれがあるものであるから、本号本文に該当する。

シ なお、上記ウからサで述べた本文に該当するとした情報はいずれも、本号ただし書アからウのいずれにも該当しないものである。

(3) 条例第 7 条第 2 項第 3 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 3 号は、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、・・・ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 8 に記録されている振込先銀行名、支店名、口座種目及び口座番号は、開示すると当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため、本号に該当するとして一部開示としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 本号アが開示しないことができるとしている「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、経営方針、経理、人事等事業活動を行う上での内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が損なわれると認められるものである。

エ 文書 8 に記録されている振込先金融機関名、支店名、口座種目及び口座番号の情報は、当該法人が事業活動を行う上で不可欠である金銭取引に関する情報であって、内部管理に属する情報である。したがって、これらの情報は、公にすると当該法人の事業活動が損なわれると認められるものであるから、本号アに該当する。

(4) 条例第 7 条第 2 項第 4 号の該当性について

ア 条例第 7 条第 2 項第 4 号は、「公にすることにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」

は開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書 9 に添付されている総合口座振替依頼書（居宅口座用集合命令債権者表）の振込先銀行名、支店名、預金種目、口座番号が本号に該当するとしているが、これらの情報は、前記（２）サで述べたように当該文書全体が条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当するため、非開示とすべきものであり、本号該当性について改めて判断するまでもない。

ウ なお、申立人は、実施機関が本件処分を行うに際し、対象文書に情報が記録されている第三者に対して意見照会を行っていないことは、条例第 15 条の規定に反していると主張しているが、条例の規定は、対象文書に記録されている第三者に関する情報を開示しようとする場合の規定であって、非開示とする場合は適用とならないものであるから、このような主張には理由がない。

エ また、申立人は、条例第 4 条を根拠に非開示が不当であると主張しているが、条例第 4 条は、利用者の一般的な責務を定めたものであって、当該規定をもって、条例第 7 条各号の規定に該当する情報を開示する根拠とならないのは明らかであり、このような主張には理由がない。

(5) 結 論

以上のとおり、本件文書 1 から文書 5 までを非開示とした部分は、条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当する情報であり、また、本件文書 6 から文書 9 までを一部非開示とした部分は、条例第 7 条第 2 項第 2 号及び第 3 号に該当する情報であり、開示しないことができるものであるから、実施機関の決定は妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成12年9月26日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成12年10月27日 (第234回審査会)	・諮問の説明及び部会で審議する旨決定
平成12年11月17日 (第1回審査会部会)	・審議
平成12年12月13日 (第2回審査会部会)	・審議
平成13年1月4日	・異議申立人から意見書を受理
平成13年3月16日 (第3回審査会部会)	・審議
平成13年5月18日 (第5回審査会部会)	・異議申立人から意見聴取 ・審議
平成13年8月3日 (第8回審査会部会)	・審議
平成13年9月21日 (第10回審査会部会)	・審議
平成13年10月5日 (第11回審査会部会)	・審議
平成13年12月14日 (第13回審査会部会)	・審議
平成14年1月18日 (第14回審査会部会)	・審議
平成14年2月1日 (第15回審査会部会)	・審議